

市場特性に応じた観光コンテンツ選定及び販売戦略立案業務 に係る公募型プロポーザル募集要領

一般社団法人ツーリズムKURE（以下「当法人」という。）が「市場特性に応じた観光コンテンツ選定及び販売戦略立案業務」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式で受託候補者を選定するため、募集要領を定める。

1 業務の目的

本業務は、当法人がDMO形成計画においてターゲットに掲げるアメリカ・台湾等の海外市場及び首都圏等の国内市場における観光需要調査と、呉市内の観光コンテンツの調査を通じて、訪日観光客や国内旅行者にとって魅力的かつニーズの高い観光コンテンツ（戦略素材）を選定し、効果的な販売戦略を策定することを目的とする。

本業務の実施においては、専門的な知見と業務遂行能力を有する外部専門家に業務を委託することが効果的であることから、あらかじめ事業者を特定する公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名
市場特性に応じた観光コンテンツ選定及び販売戦略立案業務
- (2) 業務場所
当法人の指定する場所
- (3) 業務内容
ア 海外・国内市場調査
イ 呉市内の観光コンテンツ調査
ウ 市場別戦略素材選定
エ マーケティングミックスに基づいた販売戦略の立案
- (4) 委託期間
契約日から令和8年3月15日まで
- (5) 予算限度額（消費税及び地方消費税額を含む。）
3,000千円

3 業務の仕様

- (1) 海外・国内市場調査、分析
ア 対象市場
次の3つのカテゴリを含むこと。なお、対象国は、当法人と協議の上決定するものとする。
(ア) 欧米豪（アメリカ、フランス、オーストラリア、イギリス等）
(イ) アジア（台湾、香港）
(ウ) 日本（広島県を含む中四国地方の国内観光客（女性、ファミリー層）、教育旅行、MICE首都圏及び関西圏のアクティブシニア（50歳以上夫婦・グループ））
イ 調査項目
(ア) 各市場の旅行動向、嗜好
(イ) 訪日前の情報収集手段
(ウ) 観光コンテンツ購入手段
(エ) その他販売戦略立案に有効な調査項目を当法人と協議の上行うこと。
ウ 調査手法
(ア) 各市場のデータ分析
(イ) 各市場への聞き取り調査
(ウ) その他販売戦略立案に有効な調査手法を当法人と協議の上行うこと。
- (2) 呉市内の観光コンテンツ調査、分析
ア 調査項目
次の呉市内における観光コンテンツの現状を把握、整理し、商品化可能な素材を抽出すること。

- (ア) 歴史をテーマにした観光コンテンツ
- (イ) 自然をテーマにした観光コンテンツ
- (ウ) 文化体験をテーマにした観光コンテンツ
- (エ) 食をテーマにした観光コンテンツ
- (オ) アクティビティ
- (カ) 宿泊施設
- (キ) その他販売戦略立案に有効な調査手法を当法人と協議の上行うこと。

イ 調査手法

- (ア) 呉市内での現地調査
- (イ) O T A等での販売状況や口コミ調査
- (ウ) その他販売戦略立案に有効な調査手法を当法人と協議の上行うこと。

(3) 市場別戦略素材の選定

(1)及び(2)の調査結果を基に、市場別に戦略素材（重点的に推進する観光コンテンツ）を選定すること。

(4) マーケティングミックスに基づく販売戦略の立案

(1)、(2)及び(3)の結果及び当法人が提供する観光地域づくり法人・確立計画を基に、当法人と協議の上、令和8年度から5年間の販売戦略を立案すること。

ア 内容

- (ア) ターゲットとする市場の優先順位付け
- (イ) 市場別販売戦略
 - ・商品戦略
 - ・価格戦略
 - ・販路戦略
 - ・プロモーション戦略
- (ウ) その他観光コンテンツ販売に有効であるもの

イ 納品

立案した戦略をレポート形式で納品すること。（データでの納品）

(5) 特記事項

仕様書に定めがない事情が生じた場合は、協議の上、決定する。

4 応募資格

次の要件を全て満たす者（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は失格とする。）

- (1) 市場調査及び観光プロモーション業務に関する実績を有すること。
- (2) 調査対象とする市場に関する知見及びネットワークを有すること。
- (3) 法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に基づく呉市の一般競争入札に参加させない措置を受けていないこと。
- (5) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 消費税及び地方消費税並びに当法人と直接取引をする本店、支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (9) 代表者又は役員が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

5 審査及び評価基準

(1) 審査項目

- ア 取組姿勢
- イ 業務実績
- ウ 業務体制
- エ 業務執行計画
- オ 業務執行内容
- カ 見積額（積算内訳を含む）

※審査項目の詳細、審査の視点及び配点は、【別紙1】市場特性に応じた観光コンテンツ選定及び販売戦略立案業務公募型プロポーザル審査要領のとおり

(2) 審査方法

市場特性に応じた観光コンテンツ選定及び販売戦略立案業務プロポーザル審査委員会(オンライン開催)にて審査する。

ただし、4者以上の提案があった場合は、企画提案書を審査し、総得点の高い順に審査会へ参加する3者を選定する。

(3) 候補者の決定

候補者は、提出された企画提案書とプレゼンテーションを基に決定する。提案者が1者であった場合もプレゼンテーションを行い、最低基準点を満たす場合は、最優先候補者とする。

(4) 審査結果通知

審査結果は、審査終了後に全提案者に書面で通知し、当法人ホームページで公表する。候補者1位及び2位については、提案者名を公表する。

(5) その他

候補者が契約を締結しない場合は、次点候補者から順次、契約交渉を行い、合意に達した業者と契約を締結する。

6 質問・回答

質問がある場合は、【様式1】質問書を当法人宛にE-mailで提出すること。

令和7年8月19日（火）17時を期限とする。回答は、令和7年8月20日（水）に呉市公式観光サイト「くれとりつぶ」に掲載する。

7 参加意向申出書等の提出及び資格審査

(1) 提出書類

- ① 参加意向申出書【様式2】
- ② 商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本(写し可) ※提出日の3ヶ月前までに取得したもの

(2) 提出先

〒737-0051
広島県呉市中央4丁目1-6 呉市役所9階
一般社団法人ツーリズムKURE
担当 加藤・羽仁
電話 0823-27-5090

(3) 提出方法

E-mail

(4) 提出期限

令和7年8月22日（金）17時まで

(5) 資格審査

参加資格要件を満たしているかの確認を行い、参加資格確認結果通知を行う。

8 企画提案書作成要領

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認めた者は、企画提案書等を提出すること。作成要領は【別紙2】市場特性に応じた観光コンテンツ選定及び販売戦略立案業務企画提案書作成要

領のとおり。

9 スケジュール

募集から委託契約締結までの日程は次のとおり

内容	期間等
募集要領の公表	令和7年8月8日（金） （呉市公式観光サイト「くれとりっふ」に掲載）
質問の受付・回答	受付期限 令和7年8月19日（火）17時まで 回答は、8月20日（水）呉市公式観光サイト「くれとりっふ」に掲載する。
参加意向申出書提出期限	令和7年8月22日（金）17時まで
参加資格確認結果通知	令和7年8月25日（月）まで
企画提案書等提出期限	令和7年8月29日（金）17時まで
提案説明会 ※オンライン開催 （プレゼンテーション）	令和7年9月5日（金）の間で指定する時間
受託候補者選定結果の通知	令和7年9月15日（月）まで
見積書の提出・委託契約締結	令和7年9月30日（金）まで

10 問合せ先

〒737-0051

広島県呉市中央4丁目1-6 呉市役所9階

一般社団法人ツーリズムKURE

担当 加藤・羽仁

電話 0823-27-5090

E-mail info-tk@tourism-kure.or.jp

11 その他

- (1) 企画提案に要する費用（企画提案書の作成に要する費用等）は全てプロポーザル参加者負担とする。
- (2) 提出書類は必要に応じて複写する。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 調査及び監査等
当法人は、受託者の業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、受託者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- (5) 第三者への再委託を禁止する。ただし、多言語対応等でやむを得ず再委託を行う場合は事前に当法人に許可を得ること。
- (6) 契約の中途解約等
本件業務委託の実施において、業務遅延、市民とのトラブル等が発生し、改善の見込みがなく、本件業務委託の目的が著しく達成困難であると判断される場合には、協議の上、契約を中途解約することがある。